

令和5年度旭川市農業委員会第2回定例農政部会議事録

- 1 開催日 令和5年6月26日(月曜日)
- 2 開催時間 午後2時07分開会 午後2時15分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 15名
1番・川上 和幸 2番・前田 靖雄 3番・鈴木 剛 5番・橋本 幸博
6番・香川 三四郎 7番・米田 満 8番・笹田 文彦 9番・請川 幹恭
10番・楠 栄 11番・佐藤 博則 12番・山村 志保子 15番・加藤 孝志
16番・中 俊一 17番・市田 敏行 18番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 3名
4番・田口 一昌 13番・島田 正明 14番・石坂 昇
- 6 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 北田主査
皆川主査 遠藤主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 10番・楠 栄 11番・佐藤 博則
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 旭川農業振興地域整備計画について
 - (2) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (3) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
 - (4) 報告第3号 農業者老齢年金裁定請求について
 - (5) 報告第4号 現地目証明願について

10 議事録本紙

- 議長（市田 敏行） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第2回定例農政部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は15名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立しています。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告願います。
- 事務局（太田 局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、4番・田口委員、13番・島田委員、14番・石坂委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 10番・楠委員、11番・佐藤委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言の時には、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（市田 敏行） それでは議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。
- 事務局から御説明申し上げます。よろしく願います。
- 事務局（皆川 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページ、補足資料の該当ページは1ページから4ページでございます。
- 市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものでございます。
- それでは議案の説明に入らせていただきます。
- 農用地利用計画につきまして、2件の変更案となっております。
- 番号1番及び2番共に、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件です。
- なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地

目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問はございますか。

○委員 （意見なし。）

○議長（市田 敏行） 御意見は無いようですので、議案第1号につきましては「異議なし」と認め、計画の変更等が妥当である旨を旭川市長に回答することといたします。

○議長（市田 敏行） 引き続き、報告案件に入ります。
日程第2報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これは既に専決処理したものでありますので、御報告いたします。
事務局から説明願います。

○事務局（北田 主査） 事務局。
日程第2報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは3ページでございます。
報告対象期間となる本年4月11日から6月12日までの間に、市街化区域内の農地について2件の届出がございました。
届出の内容につきましては、2件とも相続による所有権の移転でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理により届出を受理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問はございますか。

○委員 （意見なし。）

○議長（市田 敏行） 御意見は無いようなので、報告第1号は終わります。

○議長（市田 敏行） 次に、日程第3報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。
事務局から御説明願います。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第3報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。該当ページは議案が5ページ、補足資料は5ページないし20ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に16の法人から報告書の提出がございました。

これらの法人につきましては、補足資料の「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） 　　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

○委員 　　（意見なし。）

○議長（市田 敏行） 　　御意見は無いようなので、報告第2号を終わります。

○議長（市田 敏行） 　　次に、日程第4報告第3号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から御説明願います。

○事務局（北田 主査） 　　事務局。

日程第4報告第3号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。議案の該当ページは7ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に、新制度の老齢年金裁定請求が1件、旧制度の老齢年金裁定請求が1件、合わせて2件の裁定請求がありました。

いずれも内容が適正なことを確認し、請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付しましたことを御報告いたします。

なお、旧制度では満65歳到達後に裁定請求を行えば、65歳到達月の翌月分から老齢年金が受給可能となりますので、3月生まれの受付番号37番の方は、本年4月分から旧制度の老齢年金が支給されます。一方、新制度では満65歳到達後に農協で裁定請求を受け付けた月の翌月分から老齢年金が受給可能となりますので、番号34番の方は2月生まれですが、裁定請求を受け付けたのが4月だったため、その翌月である本年5月分から新制度の老齢年金を受給できることとなります。

以上でございます。

○議長（市田 敏行） 　　ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問ございますか。

○委員 　　（意見なし。）

○議長（市田 敏行） 御意見は無いようなので、報告第3号を終わります。

○議長（市田 敏行） 次に、日程第5報告第4号「現地目証明願について」ですが、既に専決処理をいたしましたので御報告いたします。
事務局から御説明願います。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第5報告第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページから14ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が24件あり、事務局で現地を確認したところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。
これらにつきましては、部会長専決規程第2条第2項第9号及び現地目証明事務処理要領第12条に基づき、農政部会長専決処理にて証明したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（市田 敏行） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見・御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（市田 敏行） 御意見が無いようなので、報告第4号を終わります。

○議長（市田 敏行） これで本日の議事日程は全て終了いたしました。
皆様方から何かあれば、この機会に受けたいと思いますけども、ございますか。

○委員 (意見なし。)

○議長（市田 敏行） 無いようですので、これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第2回定例農政部会を閉会いたします。